# 高齢者虐待防止のための指針

医療法人 昌和会 訪問看護ステーション であい

## 1 基本方針

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす 可能性がきわめて高く、虐待の防止の為に必要な処置を講じなければならない。 訪問看護ステーション であい(以後であいとする)では利用者への虐待は 人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者 虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し全ての職員は 本指針に従い、業務に当たることとする。

2 高齢者虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

であいでは虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって、医療法人昌和会の 虐待防止委員会に参加することとし、定められたマニュアル等に則り、 遵守していく。

虐待防止委員 (訪問看護ステーション であい 管理者)

- 3、 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
  - 虐待防止委員会の規約に基づき、実施された研修には参加する。
  - ・研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると ともに本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。
  - ・研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し 保存する。
- 4、 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針
  - ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の 速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった 場合は役職等の如何を問わず、厳正に対処する。
  - ②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の 権利と生命の保全を最優先とする。

## 5、虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ①利用者・利用者家族・職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に 従って対応することとする。相談窓口は、2で定められた高齢者虐待 防止担当者とする。
- ②事業所内で虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、 速やかな解決に繋げるよう努める。
- ③自宅内等における高齢者虐待は、外部から把握しにくい事が特徴である事 認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止 委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ④自宅内等において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者 虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて 関係機関に通報する。

### 6、成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業の情報を提供し、必要に 応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の 利用を支援する。

### 7、虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に 報告する。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に 不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③対応の結果は相談者にも報告する。
- 8、利用者等に対する虐待防止マニュアル・指針の閲覧について 利用者がいつでも本指針を閲覧できるよう事業所内に掲示する。
- 9、その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に 参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

付則

この指針は令和6年2月1日より施行する。